

第1 農地又は採草放牧地の権利移動関係（農地法第3条）

農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、農業委員会又は知事の許可を受けなければならない。（法第3条第1項）

1 農業委員会の許可を要する場合

- (1) 個人、農業生産法人、法第3条第3項の規定の適用を受けて許可を受けようとする法人がその住所のある市町村の区域内にある農地等についてこれらの権利を取得する場合
- (2) 農業協同組合法第10条第2項の委託を受けることにより同項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会がこれらの権利を取得する場合(令第4条)
- (3) 農業協同組合法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき(令第4条)
- (4) 知事から権限移譲を受け2の(1)、(2)、(3)の許可を農業委員会が行う場合(地方自治法252条の17の2、同法180条の2)

2 知事の許可を要する場合

- (1) 個人、農業生産法人、法第3条第3項の規定の適用を受けて許可を受けようとする法人がその住所のある市町村の区域外にある農地等について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合
- (2) 民法第269条/2第1項の地下・空間を目的とする地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合。(令第5条第1項第1号)
- (3) 農業生産法人及び法第3条第3項の規定の適用を受けて許可を受けようとする法人以外の法人が法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合(令第5条第1項第2号)

3 許可基準（法第3条第2項各号）

次のいずれかに該当する場合には許可をすることができない。

(1) 法第3条第2項第1号

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者が耕作等の事業に供すべき農地等のすべてについて効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合

【判断基準】

法第3条第2項第1号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第3条第1項の許可の申請に係る農地等及び農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が同条第2項第1号に掲げる権利を有している農地等をいう。

このため、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が当該農地等以外で既に所有しているもので他の者に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等についても、「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に該当する。この場合において、農地等の集団化等地域の農地等の効率的な利用のために他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されており、権利

を取得しようとする者又はその世帯員等が当該使用及び収益を目的とする権利に係る農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することができないときは、「すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかの判断をする上では勘案しないものとする。

他方、他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定している農地等で権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定したまま他の農地等の権利を取得しようとするときは、「すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」とは認められないものとする。

また、法第 30 条第 3 項各号に該当する農地（遊休農地等）の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者、法第 51 条第 1 項各号（違反転用地等）に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことは当然である。

【具体事例】

第三者へ賃貸している農地があり、当該第三者が耕作するよりも所有者自らが耕作したほうが効率的に利用されることが見込まれ、かつ、返還等について特段の支障がない場合は、耕作等の事業に供すべき農地等の全てについて効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合に該当する

「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する。

この場合において、農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等の経営規模、作付作目等を踏まえ、次の要素等を総合的に勘案する。

ア 機械

農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

イ 労働力

農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等で農作業等に従事する人数のみではなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

ウ 技術

農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。なお、農作業の一部を外部に委託する場合には農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

なお、通作距離の基準は 10 km 又は車で 30 分以内を目安とするが、農地等の権利を取得しようとする者の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、耕作が可能かどうかについて総合的に判断するものとする。

の判断に当たっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、いたずらに厳しく運用し、排他的な取扱いをしないよう留意する。例えば、「新規就農者について、農業高校を卒業しても研修を受けなけ

れば必要な技術が確保されていると認めないとする事」、「まずは農地等を借りて実績を作らなければ所有権の取得は認めないとする事」等の硬直的な運用は、厳に慎むべきである。

また、賃貸借等による農地等の権利取得については、絶対的な管理・処分権限がある所有権の取得と異なり、仮に不適正な利用があった場合においても、契約の解除等により農地等を所有者に戻すことができること等を踏まえ、特に農地等を利用する者の確保・拡大を図ることを旨として取り扱うことが重要である。

なお、耕作又は養畜の事業以外の土地を利用した事業を行っている者については審査を特に厳正に行わなければならないことは言うまでもない。

一般に、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地等につき当該事業を行う者又はその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合には当該農地等は所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の法第3条第2項第1号の「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧」に該当する。

この場合において、当該農地等で耕作又は養畜の事業を行う者が第三者に対抗することができる権利に基づいてその事業を行っているときであっても、許可の申請の時における所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、次に該当する場合には不許可の例外となる。

ア 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が明らかであり、可能となった場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ア及びイの判断については、「許可の申請の時におけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所有等しているもので判断する。

また、イについて判断する際には、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者に対し、当該農地等での耕作又は養畜の事業の継続の意向を確認するものとする。

なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から1年以上先である場合には所有権の取得を認めないことが適当である。

【不許可の例外事項】 主なもの

権利を取得しようとする法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合（令第6条第1項第1号イ）

地方公共団体が公用又は公共用に供すると認められる場合（同項第1号ロ）

非営利法人（学校法人、医療法人、社会福祉法人等）が業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合（同項第1号ハ）

（2）法第3条第2項第2号

農業生産法人以外の法人が権利を取得する場合

【不許可の例外事項】 主なもの

(1)の例外事項に該当する場合(令第6条第1項第2号に掲げる事由を除く)

農業協同組合等が構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
(令第6条第2項第1号)

(3)法第3条第2項第3号

信託の引受により権利が取得される場合

(4)法第3条第2項第4号

権利を取得しようとする者(農業生産法人を除く。)又はその世帯員等が取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

【判断基準】

法第3条第2項第4号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

「耕作等の事業に必要な農作業」とは、当該地域における農業経営の実態からみて通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められる農作業をいう。したがって、当該地域において農業協同組合その他の共同組織が主体となって処理することが一般的となっている農作業はこれに含まれないものとする。

農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等の当該農地等についての権利の取得後におけるその経営に係る農作業に従事する日数が年間150日以上である場合には「農作業に常時従事する」と認めるものとする。また、当該農作業に要する日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとする。このことは、当該農作業を短期間に集中的に処理しなければならない時期において不足する労働力を農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等以外の者に依存していても同様である。

【例外事項】

(2)の例外事項に該当する場合

(5)法第3条第2項第5号

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が取得後において耕作等の事業に供すべき農地等の面積の合計が別表1に掲げる下限面積に達しない場合

【例外事項】

耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合(令第6条第3項第1号)

農業委員会のあっせんに基づく交換で相手方が下限面積を満たす場合(同項第2号)

隣接する農地等を一体利用しなければ利用することが困難となる農地等につき所有権に基づき現に耕作等の事業に供している者が当該隣接農地等の所有権を取得する場合(同項第3号)

(2)の例外事項に該当する場合(同項第4号)

(6)法第3条第2項第6号

所有権以外の権限に基づいて耕作している農地等を転貸又は質入しようとする場合

【判断基準】

法第3条第2項第6号の「水田裏作」に関する規定は、表作における稲を栽培することによる収益よりも裏作における稲以外の作物を栽培することによる収益の方が高

い場合であっても適用する。

【不許可の例外事項】 主なもの

耕作を行う者又はその世帯員等の死亡等一時的に耕作できない特段の事情により一時貸付する場合（法第3条第2項第6号括弧書）

世帯員等に貸付する場合（同号括弧書）

水田裏作目的に貸付する場合（同号括弧書）

（7）法第3条第2項第7号

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作等の内容並びに農地等の位置及び規模からみて、農地等の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

【判断基準】

農業は周辺の自然環境等の影響を受けやすく、地域や集落で一体となって取り組まれていることも多い。このため、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、許可をすることができないものとされている。

法第3条第2項第7号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

「周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」とは、例えば、

ア 既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得

イ 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得

ウ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得

エ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得

オ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で賃貸借契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得等のほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得等が該当する。

【現地調査】

農業委員会又は知事は、許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うこととしその際に留意すべき点は次のとおりである。

法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得だけでなく、法第3条第1項の許可の申請がなされたすべての事案について調査を要する。

法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得、農地等についての所有権の取得、通常取引され

ていない規模のまとまりのある農地等についての権利取得等については、特に慎重に調査を行う。

前記判断基準の不許可相当の例示を念頭におき、申請に係る農地等の周辺の農地等の権利関係等許可の判断をするに当たって必要な情報について、現地調査の前に把握しておく。

4 農業生産法人以外の法人及び農作業に常時従事しない個人に対する貸借の許可要件等について（法第3条第3項関係）

農地等についての権利取得は法第3条第2項が基本であり、同条第3項は、使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合に限って例外的な取扱いができることとなっている。

これは、使用貸借による権利又は賃借権については、不適正な利用があった場合において契約の解除等により所有者に農地等を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権限を持つところであり、それぞれの権利の性質の違いに応じて取り扱うものとされている。

法第1条の目的においては、「耕作者自らによる農地の所有」等が規定され、今後とも農地の所有権の取得については農作業に常時従事する個人と農業生産法人に限るべきであることが明確になっている。

(1) 許可要件（法第3条第3項各号）

農地を適正に利用していない場合に賃貸借等を解除する旨の条件が書面による契約において付されていること。（第1号）

地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。（第2号）

法人の場合、業務執行役員のうち一人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。（第3号）

【判断基準】

ア 第2号の「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいう。

これらについて、例えば、農地等の権利を取得しようとする者は、確約書を提出すること、農業委員会又は都道府県知事と協定を結ぶこと等が考えられる。また、「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、定款の記載事項、機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいう。

イ 第3号の「業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていることをいう。

「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか理事、執行役、支店長等の役職名であって、実質的に業務執行についての権限を有し地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。

権限を有するかの確認は、定款、法人の登記事項証明、当該法人の代表者が発行する証明書等で行う。

(2) 事務処理基準

農業委員会又は都道府県知事は、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1

項の許可を受けた法人等が撤退した場合の混乱を防止するため、次のアからエまでの事項が契約上明記されているか、アからエまでの事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについて確認するものとする。

ア 農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

イ 原状回復の費用は誰が負担するか

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決めがあるか

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決めがあるか

農業委員会又は都道府県知事は、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた法人等が撤退した場合には、次の利用者が継承できるよう、農地等の権利の設定等のあっせん等（農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業等の活用等）について関係機関と十分連携して行うものとする。

法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等の権利取得について、農業委員会又は知事は、許否の判断に当たり疑義があれば、中国四国地方農政局に積極的に相談すること。

また、農業生産法人以外の法人による農地等の権利取得の状況については、農業委員会・県・中国四国農政局の間で情報が共有されるよう配慮すること。

(3) 権利移動の許可の取消等について（法第3条の2）

解除条件付き賃借の許可（法第3条第3項）を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、勧告、許可の取消し等の措置を講じることができる。

勧告することができる場合（法第3条の2第1項）

ア 地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

イ 他の農業者との適切な役割分担が行われていない場合

ウ 法人の場合に、業務執行役員のいずれもが耕作等の事業に常時従事していない場合

許可を取り消さなければならない場合

ア 農地等が適正に利用されていないと認められるにもかかわらず、貸主により賃借の契約が解除されない場合

イ の勧告を受けた者が勧告にしたがわなかった場合

5 許可申請手続

(1) 申請

農地等について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者とその権利を譲渡しようとする者が連署で申請をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、権利を取得しようとする者の単独にて申請することができる。（規則第10条第1項）

強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）、公売、遺贈その他の単独行為による場合

判決が確定した場合

裁判上の和解若しくは請求の認諾があった場合

民事調停法により調停が成立した場合

家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立した場合

(2) 申請書の様式は、様式第1号、同号の2又は第2号とする。

(3) 申請書は、知事許可を要する場合は3部作成し、農業委員会の許可を要する場合は2部作成し、農業委員会へ提出する。

(4) 添付書類

別表2のとおり。

6 農業委員会の処理

農業委員会は、許可申請書の提出があった場合は、申請書に受付印等を押し受付年月日を明らかにし、農業委員会の許可権限に係るものか知事の許可権限に係るものかどうかを判定し、次の区分により処理するものとする。なお、申請に対する処分をするまでの標準処理期間は4週間とする。(知事の許可権限に係る申請については、4週間(遅くとも40日)以内に意見書(様式第5号)を添付して送付するものとする。)

(1) 農業委員会の許可権限に係るものの処理

農業委員会は、1の(1)、(2)及び(3)に掲げる許可申請書の提出があったときは、次の点に留意して処理するものとする。

申請書記載事項は事実に即しているか、申請書に添付されている書類はそろっているか、また、現に効力を有するものかどうか等を審査する。

なお、この場合において、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、様式第22号により申請者に補正又は追完を求めるものとする。

その申請が適法なものであるかどうか、及び法第3条第2項各号に該当しないかどうかについて検討するとともに、法第3条第2項第7号に該当しないかどうかを確認するために現地調査を実施し、農業委員会(農地部会)において審議する。

なお、法第3条第3項の規定に基づき使用貸借による権利、賃借権が設定される場合は、法第3条第2項第2号及び第4号の規定にかかわらず許可することができるが、次の事項に留意すること。

法第3条第3項各号の許可要件を満たしているかどうか検討するとともに、賃借契約に、農地を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされない時の損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について明記されていない場合は、明記するよう指導を行うものとする。

また、申請書の提出があった際には、市町村長に通知を行い、市町村長から意見の提出があった場合には、意見の内容を勘案した上で許可を行うこと。

なお、借り手に対して、毎年、農地の利用状況について報告する旨の条件を付けるものとする(法第3条第6項)。

の審議により、その申請の却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書(許可指令書は様式第2号、不許可指令書及び却下指令書は様式第3号)を申請者に交付する。

この場合において、却下及び不許可処分については申請者双方に交付する。

その処分の内容が申請を却下し、全部若しくは一部について不許可とし、又は付款(条件)を付して許可するものであるときは、これらの指令書の末尾に次のように記載する。

(教示例)

- 「1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を徳島県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があつ

たことを知った日から6箇月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6箇月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます。（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

申請書の保留等不作為に対しても、申請者から審査請求又は異議申立ができるので、正当な理由なく処分を遅らせることがないように留意し、処分は速やかに行うものとする。

の処分をしたときは、当該処分につきその内容、その目的となった権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに処理簿を作成し、処理結果を記入のうえ保管する。

（2）知事の許可権限に係る申請の処理

農業委員会は、知事の許可権限に係る許可申請書の提出があったときは、次の点に留意して処理するものとする。

（1）の から に準じて処理を行い、その申請の却下又は許可若しくは不許可の意見を決定し、意見書（様式第5号）を作成した上で申請書に添付し、知事へ送付する。

申請書は提出日の翌日から起算して40日以内に知事に送付しなければならない。なお、特別な理由もなく40日経過後も申請書が知事に送付されない場合、申請者は知事に対し直接申請書を提出できる。（令第3条第2項及び第3項）

農業委員会は、上記 の送付に係る申請に対する知事の指令書を受け取ったときは、これを申請者に交付するとともに、農業委員会において処理簿を作成し、処理結果等を記入すること。

なお、意見書（様式第5号）の控えに処理結果を朱書すること。

（3）事前相談について

申請者に転用意思があると認められる場合は、法第5条許可申請を行うよう求めるものとする。なお、転用意思の如何にかかわらず、法第3条許可を受けて取得した農地については、基本的には3年3作を行わなければ転用はできない旨申請者に対して十分説明しておくこと。

7 知事の処理

知事は、許可申請書及び意見書を受け取ったときは、次により処理する。なお、標準処理期間は、受理後3週間とする。

(1) 知事は、農業委員会の意見書を参考に、6の(1)の から と同様に審査及び許可条件を付することとする。

(2) 知事は、審査の結果、申請の却下又は許可若しくは不許可を決定したときは、指令書(許可指令書は様式第1号、同号の2、不許可指令書及び却下指令書は様式第3号の2、同号の3)を農業委員会を経由して申請者に交付する。

この場合において、その処分の内容が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可とし、又は付款(条件)を付して許可するものであるときは、これらの指令書の末尾に次のア～イように記載する。

(教示例)

ア 知事許可の場合

「1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。なお、審査請求書は、なるべく中国四国農政局長(岡山市北区下石井1丁目4番1号)を経由して提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内(判決があったことを知った日の翌日から起算します。)に、徳島県を被告として(訴訟において徳島県を代表する者は知事となります。)、提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6箇月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に提起することができます。(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

イ 総合県民局長許可の場合

「1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を徳島県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。なお、審査請求書はなるべく所管の総合県民局等を経由して提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内(判決があったことを知った日の翌日から起算

します。)に、徳島県を被告として(訴訟において徳島県を代表する者は知事となります。)、提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6箇月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に提起することができます。(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(3) 知事は、(2)の処分をしたときは6の(1)の と同様に関係書類を保管する。

8 農業生産法人が農地等の権利を取得する場合

(1) 定義

農業生産法人とは、次のすべての要件を満たしているものをいう。

法人形態

農事組合法人、株式会社(公開会社[注1])でないものに限る。)又は持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社の総称)をいう。)のいずれかであること。(廃止前の有限会社法の規定による有限会社であって会社法の施行の際、現に在する有限会社を含む。)(法第2条第3項本文)

事業要件

その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業を含む。)[注2]であること。(法第2条第3項第1号)

なお、「農業に関連する事業」として行うことができる事業は、次のとおりとする。(法第2条第3項第1号、規則第2条第1項)

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営等

カ 農業と併せ行う林業

キ 農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業

構成員要件

その法人の構成員(組員、株主(自己の持分を保有している当該法人を除く。)又は社員)は、すべて次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条に規定する承認事業計画に従って同法第2条第2項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第5条に規定する承認会社[注3]のいずれかであること。(法第2条第3項第2号)(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第10条)

ア 次のいずれかによりその法人に農地等を提供した者

ア) その法人に農地等の所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後6箇月以内に構成員となり引き続き構成員となっている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人

イ) その法人に農地等の使用収益権を設定させている個人

ロ) その法人に農地等の所有権移転又は使用収益権の設定・移転に関し法第3条第1項の許可を申請している個人

イ その法人の行う農業に常時従事する者

なお、「常時従事する者」には、病気等の特別な事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者でその事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及びその法人の構成員となった日の翌日から起算して6箇月以内にその法人の事業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。

また、常時従事者とは次のいずれかに該当する者をいう。（規則第9条）

ア) その法人の行う農業に年間150日以上従事すること。

イ) その法人の行う農業に従事する日数が年間150日に満たない者にあつては、次の算式により算出される日数（その日数が60日未満のときは、60日）以上であること。

$$L / N \times 2 / 3$$

L = その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

N = その法人の構成員数

ロ) その法人の行う農業に従事する日数が年間60日に満たない者にあつては、その法人に農地等を提供した者であつて、かつイ)又は次の算式により算出される日数のいずれか大である日数以上であること。

$$L \times a / A$$

L = その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

a = 当該構成員がその法人に提供している農地等の面積

A = その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地等の面積

ウ その法人に農作業（農産物を生産するために必要となる基幹的な作業）の委託を行っている個人

エ その法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った同法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人

オ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

カ その法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供について継続して取引関係にある者〔注4〕又はその法人の事業の円滑化に寄与する者

（ただし、株式会社にあつては、カに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の1/4以下であるもの（カに掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、カに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1未満であり、かつ、カに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の4分の1以下であるもの）、持分会社にあつては、カに掲げる者の数が社員の総数の4分の1以下であるもの（カに掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、カに掲げる者の数が社員の総数

の2分の1未満であり、かつ、力に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の4分の1以下であるもの)

業務執行役員要件

その法人の常時従事者たる構成員が理事等(農事組合法人の理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務執行権を有する社員)の数の過半〔注5〕を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者がその法人の行う農業に必要な農作業〔注6〕に年間60日(理事等がその法人の行う農業に従事する日数の1/2を越える日数のうち最も少ない日数が60日未満のときは、その日数)以上従事すると認められること。(法第2条第3項第3号、規則第8条)

(2)用語の説明

〔注1〕株式会社にあつては、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている場合に限る。

〔注2〕「主たる事業が農業」であるかどうかは、その判断の日を含む事業年度前の直近する3カ年(異常気象等により農業の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する3カ年)におけるその農業に係る売上高が、当該3カ年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかどうかによる。なお、法人の行う事業が、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものである場合は、「農業に関連する事業」に該当する。

〔注3〕農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営む承認会社に限る。

〔注4〕「継続して取引関係にある者」とは、期間を3年以上とする契約を締結している者をいう。

〔注5〕「理事等の数の過半」とは、理事等の定数の過半ではなく、その実数の過半をいう。

〔注6〕「その法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取換え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業に含まれない。

(3)許可申請手続

5の許可申請手続による。

添付書類

別表2によるほか、「その他参考となる書類」として次の書類を添付する。

ア 農事組合法人、株式会社にあつてはその組合員名簿、株主名簿の写し

イ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)

ウ (1)の の力に掲げる者が構成員となっている場合には、その構成員とその法人との間で締結された契約書の写しその他その構成員が(1)の の力に掲げる者であることを証する書面

エ 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写し

オ 法人がその他事業を実施する場合には、損益計算書の写し

カ 定款変更がある場合には、議事録の写し

(4) 農業委員会への定期報告

農業生産法人は、毎事業年度の終了後3箇月以内に、取得した農地等（その法人が権利を取得した時に農地等以外の土地であったもの及び農地法の一部を改正する法律（昭和37年法律第126号）施行日以前から権利を有している土地を除く。）の所在地を管轄する農業委員会（該当する農業委員会が複数ある場合には、その複数の農業委員会）に報告書を提出しなければならない。農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合（農業生産法人が合併により解散した場合において当該合併によって設立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む。）における法人及びその一般承継人についても同様とする。（法第6条第1項、規則第58条）

報告書の様式は、様式第6号とする。

添付書類（法第58条第2項）

ア 定款の写し

イ 農事組合法人、株式会社にあつてはその組員名簿又は株主名簿の写し

ウ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

エ (1)の の力に掲げる者が構成員となっている場合には、その構成員とその農業生産法人との間で締結された契約書の写しその他その構成員が(1)の の力に掲げる者であることを証する書面（その構成員が法第2条第3項第2号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第1条第1号から第4号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面）

オ その他参考となる書類（損益計算書の写し、出勤記録の写し、議事録の写し等を必要に応じて添付）

(5) 農業委員会の処理

審査に係る留意事項

ア 農業生産法人がその他事業を実施する場合は、事業要件の充足状況を適格に把握するとともに、その法人の経営管理の向上を図る等の観点から、農業とその他事業の勘定科目を設け、区分経理するよう求めること。また、農業の規模と比較してその他事業の規模が大きくなり、当該その他事業を独立の事業として営むことが適当と判断される場合には、その他事業部門を分社化するよう求めるものとする。

イ その他事業の種類や規模等から見て、その他事業の売上高見込みが不当に低く評価されていると認められるなど、事業計画が不適切と認められる場合には、信頼性のある計画に改めるよう求めること。

ウ 法人の理事等について、他の法人からの出向者、他の法人の役職員の地位を兼務する者、農業以外の事業を兼務する者等については、住所、農業従事経験、給与支払形態又は所得源等からみて、当該農業生産法人の農業に常時従事する者とは認められない場合がある。

エ 農業生産法人による農地等の効率的利用を図るためには、その法人の理事等のうち代表権を有するものは、農業が営まれる地域に居住し、その行う農業に常時従事する構成員であることが望ましいので、この旨求めるものとする。

オ 農業生産法人に対して法第3条第1項の許可をする当たっては、同条第3項の規定に基づき、農地等の権利を取得後においてその取得した農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す旨の条件を付けるものとする。

定期報告について

- ア 農業委員会は、農業生産法人から毎事業年度の終了後3箇月以内に(4)に係る報告書の提出がなかった場合には、当該報告書を提出すべき農業生産法人に対して、書面により速やかに報告するよう求めるものとする。
- イ 農業委員会は、報告書の提出があったときは、記載事項及び添付書類に不備がないかどうかを審査し、必要に応じてその補正又は追完を求めるものとする。
農業生産法人の要件の適合状況の把握
- ア 農業委員会は、農業生産法人が各要件を満たしているかどうか、満たさなくなるおそれがないかについて確認するため、様式第7号による農業生産法人要件確認書を整備しておくものとする。
- イ 農業委員会は、初めて農地等を取得した農業生産法人については、権利取得時における要件の適合状況を法第3条第1項許可申請書等により確認書に取りまとめておくものとする。
- ウ 農業委員会は、農業生産法人から(4)に係る報告書の提出があった場合には当該報告書の内容を、また、その他農業委員会の日常業務を通じて知り得た情報及び資料等がある場合には、当該内容を確認書に取りまとめておくものとする。
農業生産法人への勧告等
- ア 農業委員会は、(4)に係る報告等から、農業生産法人が次に掲げるような状況に至り、法人が自主的に是正のための措置を講じず、農業生産法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められる場合には、直ちに、必要な措置を講ずべきことを様式第8号により勧告するものとする。(法第6条第2項)
 - ア) 農業以外の事業の年間売上高が、単年で総売上高の過半を占め、かつ、その状態が恒常化するおそれがあるとき。
 - 1) (1)のイのみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、規則第9条第1項に規定する日数を下回るおそれがあるとき。
 - 2) 業務執行役員(理事等)の過半を占めるその法人の行う農業に常時従事する構成員のうち、農作業に従事する業務執行役員の農作業への年間従事日数が激減し、規則第8条に規定する日数以上農作業に従事する業務執行役員がその法人の行う農業に常時従事する構成員たる業務執行役員の過半を占めることができなくなるおそれがあるとき。
- イ 農業委員会は、アの勧告をした場合において、その勧告を受けた法人からその所有する農地等について所有権の譲渡しをする旨の申出があったときは、これらの土地の所有権の譲渡しについてのあっせんに努めなければならない。(法第6条第3項)
- ウ 農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農業生産法人の要件を満たさなくなるおそれのある状況を是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常業務を通じて確認するものとする。
- エ 勧告を行った農業委員会は、勧告書とその勧告の対象となった法人の確認書に編綴し保管するものとする。
- オ 農業委員会は、要件を充足しない農業生産法人が農業委員会による是正指導及び他の農業者へのあっせん等を受け入れず農地等を所有し続ける場合、法第7条第1項に規定する買収手続を行うものとする。
農業生産法人の事務所等への立入調査
- ア 農業委員会は、農業委員会に関する法律第29条第1項の規定による立入調査のほか、法第7条第1項の規定による買収をするため必要があるときは、委員又

は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。(法第14条第1項)

なお、当該立入調査は、(4)に係る報告のほか、農業委員会に関する法律第29条第1項の規定に基づく報告及び調査等により、農業生産法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもなおその確認のために必要な場合及び必要な範囲に限って行うべきとされている。

イ アにより立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書(様式第8号の2参照)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。(法第14条第2項)

ウ 立入調査に当たっては、当該調査時に、立ち入る事務所等の責任者の立ち会いを求め、必要な事項を聞き取るとともに、調査終了時に物品等の破損、紛失がなかったことの確認をとっておくものとする。

エ 立入調査は、法人の営業時間内において行うことが望ましい。

オ 帳簿、作業日誌その他の書類の確認は、立入調査を行った場所で行い、できる限り書類を外部に持ち出さないようにすべきであるが、やむを得ず持ち出す場合には、当該書類を一定期間借りる旨を書面で明らかにし、調査に立ち会っている責任者の了解を得るものとする。

カ 立入調査の現場において不適正な事項が明確な場合、調査に立ち会っている責任者の了解を得て、不適正な事項に関する証拠書類又は物件について、コピー又は写真により保存するものとする。

キ 立入調査において故意又は過失によって関係人に違法に損害を与えたときは、損害賠償(国家賠償法第1条)をしなければならないことに留意し、適正かつ慎重な調査実施に努めるものとする。

ク 立入調査を行った委員又は職員は、様式第8号の3により調査結果を取りまとめ、農業委員会会長へ報告するものとする。なお、農業委員会は、立入調査結果報告書を当該立入調査の対象法人の確認書に編綴し保管するものとする。

ケ アによる立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(法第14条第3項)

地域における協議の場の設置運営

ア 土地利用型農業においては、地域における水や農地等の合理的利用、担い手の育成等を図ることが重要な課題となるが、農業生産法人も地域社会の一員として事業を行っていくこととなるため、農業生産法人を含めた地域全体でこのような地域農業をめぐる様々な問題について情報交換や意見交換等の話し合いを行っていくことが有益であり、このような観点から、農業委員会は、各地域で行われる種々の会合、協議会等の機会を活用しつつ、地域レベルでの協議の場を設け、話し合い活動を推進することが望ましい。

イ 協議の場における構成員には、農業委員会、農業生産法人、農業者の代表のほか、市町村、農業協同組合等が含まれることが望ましい。

ウ 協議の場は、地域における水管理や農地等の利用状況、農業生産法人の現在及び将来における活動状況、今後の担い手の育成見込み等を総合的に勘案して、市町村の全域又は集落単位(複数集落にまたがるものを含む。)のいずれかを対象に設置し、その必要性に応じて適宜開催することが望ましい。

エ 協議の場においては、次の事項について話し合うことが望ましい。

ア) 地域における水管理、農地等の適正利用

イ) 農業生産法人の健全な育成等地域農業の担い手の育成・確保

り) 農業生産法人の地域社会と調和のとれた事業展開

1) その他地域農業の持続的発展に関する事項

関係農業委員会間における連携

ア 農業生産法人が、その法人の主たる事務所の所在する農業委員会の管轄区域以外の農地等の権利を取得しようとする場合、県及び各農業委員会は連携を密にして対応するものとする。また、その農地等の権利取得が農用地利用集積計画の公告による場合の各農業委員会間においても同様とする。

イ 農業生産法人が権利を有する農地等の所在地を管轄する農業委員会が複数ある場合には、各農業委員会が連絡を密にして ~ の対応を行うものとする。

9 農地保有合理化法人が農地売買等事業により農地等の権利を取得する場合

(1) 農地保有合理化法人の要件

農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する法人及び同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。

(2) 事業の実施地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域

(3) 事業の要件

農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業

(4) 届出手続等

届出書の様式は、様式第9号とする。届出書は2部提出する。

5の(1)の規定は、単独で届出ができる場合に準用する。

添付書類(規則第16条第2項)

ア 届出に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

イ 権利を取得しようとする農地保有合理化法人に係る農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地保有合理化作業規程及び当該規程について同条に規定する都道府県知事の承認又は同法第8条に規定する当該規程の変更に係る都道府県知事の承認があったことを証する書面(同一農業委員会の区域内の農地について権利を取得する場合において前に提出した届出書に添付した農地保有合理化作業規程に変更がないときは、平成 年 月 日付け届出書に添付したものと同一である旨記載して、その添付を省略することができる。)、又は同法第11条の9第1項の承認を受け、若しくは同法第11条の11第1項の規定により定め、若しくは変更された同法第11条の9第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し

ウ 規則第16条第1項ただし書で準用する規則第10条第1項各号の規定によって単独で届出をする場合には、同項に掲げる場合に該当することを証する書面。

(5) 農業委員会の処理

農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る農地等の権利移動が農地保有合理化法人等が農地売買等事業の実施により農地等の権利を取得するものであるかどうか、届出書の記載事項が記載されているかどうか、添付書類が具備されているかどうか、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定するものとする。

農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく様式第9号による受理通知書を届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨を届出者に通知するものとする。

6の(1)の は、上記 の規定により農業委員会が受理しない旨の通知をする

場合に、同 は、上記 の規定により農業委員会が受理通知書を交付し、又は受理しない旨の通知をした場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに届出者に対し、法第 3 条第 1 項第 13 号の届出は農業委員会において適法に受理されるまでは効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上権利取得が行われたと等しい行為が行われることのないよう求めるものとする。

農業委員会は、届出に係る事務の処理に関し、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査する必要がある場合を除き、農業委員会の事務局長等による専決処理を行うものとする。(専決処理するには、総会又は農地部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しなければならない。) なお、専決処理した場合には当該事案について直近の総会又は農地部会に報告するものとする。

また、専決処理を行わない場合にあっても、農業委員会は、届出書の到達があった日から 40 日以内に受理又は不受理の通知書が必ず届出者に到達するように事務処理を行うものとする。なお、このような事案については、農業委員会は、その処理に若干の日時を要する旨を届出者に通知するものとする。

10 相続等による農地の権利取得の届出

相続、遺産分割、時効取得、法人の合併等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、遅滞なく、当該農地が存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。(法第 3 条の 3 第 1 項)

(1) 届出

様式第 11 号の 4 による届出書を農業委員会へ 2 部提出すること。

(2) 農業委員会の処理

農業委員会は届出書の提出があった場合は、届出書に受付印等を押し、受付年月日を明らかにし、次の点に留意して審査等を行う。

次の法定記載事項(規則第 2 5 条) が正確に記載されているかどうか等を検討しその受理又は不受理を決定する。

ア 権利を取得した者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

イ 土地の所在、地番及び面積

ウ 権利を取得した事由及び権利を取得した日

エ 取得した権利の種類及び内容

届出を受理したときは遅滞なく様式第 11 号の 4 による受理通知書を届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨を届出者に通知するものとする。

なお、受理通知書を交付したときは関係処理簿にその旨を記載するものとする。

農業委員会は、届出に係る事務の処理に関し、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査する必要がある場合を除き、農業委員会の事務局長等による専決処理を行うものとする。(専決処理するには、総会又は農地部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しなければならない。) なお、専決処理した場合には当該事案について直近の総会又は農地部会に報告するものとする。

6 の (1) の は、上記 の規定により農業委員会が受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(3) あっせん等の措置について(法第 3 条の 3 第 2 項)

農地等の権利取得の届出は、農業委員会が許可等によって把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっても、農業委員会がこれを知り、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものであることから、届出者からあつせん等の希望があった場合や適正な利用が行われないおそれがあると判断した場合等には、農業委員会は、所有権の移転及び使用収益を目的とする権利の設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずることとする。

(別表1) 法第3条第2項第5号の下限面積

下限面積	対象地区
20アール	美馬市(穴吹・木屋平)、三好市全域 那賀町全域、つるぎ町(旧半田町、旧一宇村)、
30アール	徳島市(上八万地区、応神地区、旧市内地区)、 鳴門市(撫養町、瀬戸町、北灘町、鳴門町)、 阿波市(吉野町)、吉野川市全域、美馬市(脇町)、 上勝町全域、神山町全域、牟岐町全域、美波町(由岐地区)、 つるぎ町(旧貞光町)、東みよし町全域
40アール	徳島市(入田地区、国府地区、北井上地区)、鳴門市((大麻町) 阿波市(阿波町)、美馬市(美馬町)、佐那河内村全域、 石井町全域、海陽町(海南地区)、北島町全域、板野町全域、
50アール	徳島市(多家良地区、勝占地区、不動地区、川内地区、 南井上地区)、鳴門市(里浦町、大津町)、小松島市全域、 阿南市全域、阿波市(土成町、市場町)、勝浦町全域、 美波町(日和佐地区)、海陽町(海部地区、宍喰地区)、 松茂町全域、藍住町全域、上板町全域

(別表2) 法第3条許可申請書添付書類

添付書類		申請地の登記事項証明書	契約書の写(但し権利設定の場合のみ)	譲受人の住民票謄本	耕作証明書(様式第10号 但し県許可分のみ)	戸籍全部事項証明書	法人登記事項証明書(履歴事項証明に限る)	定款又は寄付行為	申請書添付書類(様式第1号の3)	受託規定	入札調書等	公正証書	判決書	和解調書等	調停調書	家事審判書等	所有者の同意書(様式第13号)	意見書(但し県許可分のみ)	申請地の位置図	申請地の現況写真	その他参考となる書類		
申請区分																							
申請主体区分	個人	未成年者																					
	個人	上記以外の者																					
	法人	農業生産法人																					
		農業協同組合(農業経営委託)																					
		その他の法人																					
申請形態区分	譲受人の単独申請が可能	強制競売、競売又は公売																					
		遺贈																					
		判決の確定																					
		裁判上の和解・請求認諾																					
		民事調停法による調停成立																					
	家事審判法による審判確定・調停成立																						
賃借地	賃借権譲渡																						

- 1 農業生産法人は、その他参考となる書類として、「農業生産法人としての事業等の状況(別紙)」を添付すること。
- 2 その他の法人については、法第3条第2項各号の例外規定に該当するかどうかを確認するために、必要に応じてその他参考となる書類を提出させること。
- 3 法第3条第3項に基づく申請については、様式1号の3の「使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」を提出させること。